

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

障害者自立支援法の一部改正案 3月31日閣議決定

政府は3月31日、「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。

同法案には、グループホームおよびケアホーム利用者への住居費助成の新設、重度の視覚障害者への移動支援について新たに独立した専門のサービスを設けることなどが盛り込まれています（注：現在、重度の視覚障害者への移動支援については専門のサービスがなく、地域生活支援事業のなかで障害者全般への移動支援の一環として行われています）。なお、施行期日については1年6ヶ月を超えない範囲内で政令で定めるとしています。

さて、今回の障害者自立支援法見直しの最大の焦点は利用者負担についてであるといわれています。現行の応益負担原則の抜本的見直しをもとめる障害者団体等の要望をうけ、法案には負担能力に応じた負担が原則であることが明確化されました。しかし、この念願の「応能負担」ですが、すでに疑問視する声が挙がっています。同法案が利用者負担について現行の上限額を維持している点や、1割を負担した方が安価となる場合は1割負担を適用としている点などが「応能負担」と言いかねると指摘されています。

この点について金子智全腎協副会長（通院対策委員長）は、「当初、新聞

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案 （概要）

利用者負担の見直し

- ・利用者負担「応能負担」原則に

障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- ・発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ・障害程度区分の名称と定義の見直し

相談支援の充実

- ・相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置等）

障害児支援の強化

- ・地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化等）

地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホーム、ケアホーム入居者への支援（住居費の助成）
- ・身体障害者がグループホーム、ケアホームを利用できるようにする（告示）
- ・重度視覚障害者の移動支援の個別給付化

報道などでは“応益負担”から“応能負担”に戻ったかのような報道がされましたが、中身は支援費当時の“応能負担”には程遠い内容のものです。また、更生医療についても『重度かつ継続』は守られたものの“応益負担”からは変わっていません」としたうえで今後の全腎協の取り組みについて、今法案の内容をさらに精査し、引き続き運動に取り組むとコメントしました。

各地のトピックス

「ほほえみ五島」通院送迎の重要性うたえる講演会開催



2月28日、NPO法人「ほほえみ五島」はボランティア通院送迎をより身近に知ってもらうため、五島市腎友会と共催で五島市民に向けた「市民ボランティア講演会」を開催しました。

当日は、まず県民ボランティア活動推進センター長長岩永秀徳氏が“ボランティア活動とは何か”という視点から基調講演を行い、後半はパネルディスカッション形式で地域行政、運転ボランティア、「ほほえみ五島」利用者がそれぞれの立場から意見を述べました。この二部構成のおかげで参加者たちは通院送迎の重要性を深く学ぶことができたようです。講演会終了後には早速、“通院送迎の運転ボランティアをしてみたい”との申し出が参加者の中からあがりました。今回の講演会をきっかけに少しでも運転ボランティアが増えればと考えていた「ほほえみ五島」にとって、これは大変嬉しい出来事でした。

通院困難な患者の支援にはさらに地域の協力が必要であるとして、「ほほえみ五島」では今後も広域的なボランティア募集を行う予定です。

事務局より「NPO・市民活動のための助成金応募ガイド」について

財団法人助成財団センターより、民間財団の助成金に関する情報を集めた「NPO・市民活動のための助成金応募ガイド」の最新版（09年度版）が発行されました。全腎協事務局でも同書籍を1部購入いたしましたので、内容等お知りになりたい方は全腎協事務局までご一報下さい。

なお、同書籍に収められた各種助成金の情報の概要は、助成財団センターホームページの「助成財団データベース」で閲覧することができます（閲覧はどなたでも可能です）。下記URLにアクセスのうえ、ご参照下さい。

(財)助成財団センター ホームページ
<http://www.jfc.or.jp>

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

国土交通省作成「自家用旅客運送についてよくある質問」について

国土交通省は「自家用有償旅客運送についてよくあるご質問」を作成し、3月27日付けで公開しました。同文書は全国の運輸局・運輸支局によせられた自家用旅客運送に関する質問等をQ&A形式でまとめたもので、運行管理の責任者の配置など、移送サービスの現場で実務者が直面しがちな疑問を取り扱っています。（資料として原本を添付しております。くわしくはそちらをご参照下さい。）